

令和6年第2回(臨時会)吉備中央町議会会議録

1. 令和6年5月7日 午前 9時30分 開会

2. 令和6年5月7日 午前10時57分 閉議

3. 会議の区別 臨時会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日名義人	2番	加藤高志
3番	山本洋平	4番	石井壽富
5番	丸山節夫	6番	河上真智子
7番	山崎誠	8番	黒田員米子
9番	成田賢一	10番	渡邊順子
11番	西山宗弘	12番	難波武志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

4番	石井壽富	5番	丸山節夫
----	------	----	------

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	早川順治	書記	平澤瞳
--------	------	----	-----

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	大森初恵
総務課長	山本敦志	税務課長	石伊利光
企画課長	大樫隆志	協働推進課長	中山仁
住民課長	宮田慎治	福祉課長	古林直樹
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	片山和子
農林課長	三高昌之	建設課長	大月豊
水道課長	檜寄秀徳	教委事務局長	大月道広
定住促進課長	荒谷哲也	加茂川総合事務所長	岡崎直樹

10. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 専決報告 専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町証明等  
第 2 号 手数料条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 専決報告 専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町税条例  
第 3 号 の一部を改正する条例）
- 日程第 5 専決報告 専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町国民健康  
第 4 号 保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 専決報告 専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町過疎地域  
第 5 号 における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正す  
る条例）
- 日程第 7 専決報告 専決処分の承認を求めることについて（地方活力向上地域等  
第 6 号 特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例  
の一部を改正する条例）
- 日程第 8 議案第 3 1 号 請負契約の締結について（（仮称）円城放課後児童クラブ施  
設新築工事）
- 日程第 9 議案第 3 2 号 請負契約の締結について（吉備中央町立吉備高原小学校  
校舎及び屋内運動場内外装改修工事）
- 日程第 1 0 議案第 3 3 号 令和 6 年度吉備中央町一般会計補正予算について

#### 1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

- 専決報告 専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町証明等手数料  
第 2 号 条例の一部を改正する条例） 承認
- 専決報告 専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町税条例の一部  
第 3 号 を改正する条例） 承認
- 専決報告 専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町国民健康保険税  
第 4 号 条例の一部を改正する条例） 承認

専決報告 第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）	承認
専決報告 第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）	承認
議案第 3 1 号	請負契約の締結について（（仮称）円城放課後児童クラブ施設新築工事）	可決
議案第 3 2 号	請負契約の締結について（吉備中央町立吉備高原小学校校舎及び屋内運動場内外装改修工事）	可決
議案第 3 3 号	令和 6 年度吉備中央町一般会計補正予算について	可決

午前 9時30分 開 会

○議長（難波武志君）

おはようございます。

大型連休中は全国の観光地、かなり賑わったようでございます。そうした中、吉備中央町では特に農家の皆さんには春の農繁期ということで、大変慌ただしい日々をお送りのことと思います。農業機械による農作業事故につきましては、十分気をつけていただきたいと願うところでございます。

ただいまの出席議員は、12名です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回吉備中央町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

会議中の広報担当及び吉備ケーブルテレビの撮影を許可しておりますので、報告します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番、石井壽富君、5番、丸山節夫君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、会期は1日間と決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、専決報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町証明等

手数料条例の一部を改正する条例)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本町長。

○町長(山本雅則君)

皆さん改めまして、おはようございます。第2回の吉備中央町議会臨時会を招集させていただいたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜りまして、予定通り開催できましたことを大変嬉しく思っております。

専決報告第2号でございますが、国家戦略特別区域の指定を受け、特区民泊事業を定めた区域計画が認定されたことに伴いまして、その認定申請手数料を新たに加えた、吉備中央町証明等手数料条例の一部を改正したものでございます。

今議会におきましては、この他にも専決報告が4件。また請負契約の締結に伴う議案が2件。そして、ひょうによる災害見舞金や畜産業飼料高騰への支援を行うための予算が計上されております。

詳細につきましてはこの後、担当課長のほうから説明をさせていただきます。どうか、重要な案件ばかりでございますので、皆様方お一人お一人が十二分に審議をされまして、ご決定を賜ればありがたいと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長(難波武志君)

中山協働推進課長。

○協働推進課長(中山 仁君)

それでは、専決報告第2号について説明をいたします。

専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

1、吉備中央町証明等手数料条例の一部を改正する条例。令和6年5月7日提出。吉備中央町長、山本雅則。

[専決処分書朗読説明]

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(難波武志君)

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、専決報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町証明等手数料条例の一部を改正する条例）は報告のとおり承認することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、専決報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

石伊税務課長。

○税務課長（石伊利光君）

それでは、専決報告第3号について説明をいたします。

専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

1、吉備中央町税条例の一部を改正する条例。令和6年5月7日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔専決処分書朗読説明〕

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、専決報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町税条例の一部を改正する条例）は報告のとおり承認することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、専決報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。

石伊税務課長。

○税務課長（石伊利光君）

専決報告第4号について説明をいたします。

専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別

紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

1、吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。令和6年5月7日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔専決処分書朗読説明〕

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、専決報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は報告のとおり承認することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第6、専決報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

石伊税務課長。

○税務課長（石伊利光君）

専決報告第5号について説明をいたします。

専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

1、吉備中央町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。令和6年5月7日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔専決処分書朗読説明〕

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、専決報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）は報告のとおり承認することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第7、専決報告第6号、専決処分の承認を求めることについて（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

石伊税務課長。

○税務課長（石伊利光君）

専決報告第6号について説明をいたします。

専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

1、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例。令和6年5月7日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔専決処分書朗読説明〕

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ちょっと理解を深めるために一つだけ教えていただきたいんですけども。第4条の（6）のほうで、新しく特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものというふうな表現になってるんですけど、これは主にどういったものが該当するのか、その辺りをちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石伊税務課長。

○税務課長（石伊利光君）

今回の改正により、特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の新設に併せて整備されるものというこで省令のほうに加えられました。町において該当する施設としては、認定

こども園と放課後児童クラブの施設となると思っております。以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、専決報告第6号、専決処分の承認を求めることについて（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）は報告のとおり承認することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第8、議案第31号、請負契約の締結について（（仮称）円城放課後児童クラブ施設新築工事）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、議案第31号について御説明させていただきます。

請負契約の締結について。令和6年4月25日、指名競争入札に付した（仮称）円城放課後児童クラブ施設新築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに吉備中央町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又

は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の目的、（仮称）円城放課後児童クラブ施設新築工事。2、契約の方法、10社による指名競争入札。3、契約金額、金9,350万円。4、契約の相手方、岡山県加賀郡吉備中央町田土2905番地、村尾建設株式会社、代表取締役、村尾徹。令和6年5月7日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この契約は、公設公営の児童クラブ設置に伴う児童クラブ新築工事の一環として行うものです。

令和7年度に小学校統合により、現在の円城小学校、令和7年度には加賀東小学校になりますが、この小学校の児童数が増加する見込みであることから、児童クラブ利用者も増加が見込まれます。そのため現在の円城基幹集落センターでは運用が不可能であると考えするため、新しく放課後児童クラブ施設を設ける必要が生じたため新設を予定しております。

新設場所は円城基幹集落センター西隣で、以前円城財産区所有の体育館跡地です。建物の大きさは横約22メートル、縦約12メートル、床面積約262平方メートルの軽量鉄骨造り平屋建てで、部屋は支援教室2クラス、職員室、トイレ、倉庫の設置を予定しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第31号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第31号、請負契約の締結について（（仮称）円城放課後児童クラブ施設新築工事）は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第9、議案第32号、請負契約の締結について（吉備中央町立吉備高原小学校校舎及び屋内運動場内外装改修工事）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

それでは、議案第32号について御説明させていただきます。

請負契約の締結について。令和6年4月25日、指名競争入札に付した吉備中央町立吉備高原小学校校舎及び屋内運動場内外装改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに吉備中央町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の目的、吉備中央町立吉備高原小学校校舎及び屋内運動場内外装改修工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、金2億1,835万円。4、契約の相手方、岡山県加賀郡吉備中央町湯山61番地の1、カヨー建設株式会社、代表取締役、高森壮一郎。令和6年5月7日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この契約は、小学校統合に伴う校舎改修工事の一環として行うものです。内装及び外装改修工事を一括で行い、内装については床、壁、天井の補修及び劣化の激しい場所は張り替え、空調設備の更新や新設、照明のLED化、調理室の床の乾式化などを行い、外装については屋根の防水、外壁の塗り替え、窓ガラスの断熱化を図るため複層ガラスの設置などを行う予定としております。

説明は以上です。どうかよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第32号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第32号、請負契約の締結について（吉備中央町立吉備高原小学校校舎及び屋内運動場内外装改修工事）は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第10、議案第33号、令和6年度吉備中央町一般会計補正予算についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、議案第33号を御説明いたします。

令和6年度吉備中央町一般会計補正予算について。令和6年度吉備中央町一般会計補正予算を別紙のとおり定める。令和6年5月7日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありますか。

1 番、日名義人君。

○1 番（日名義人君）

町の北部の方、この前思わぬひょうが降るといふような被害があったわけですが、その被害状況をもう少し詳しく。どういう被害がどの程度起こっているのかをまず質問したいと思います。それが一点と、もう一点は災害見舞金という形で住居等に見舞金が出されます。これも基本的には提案そのものには賛成なんですけど、これまで住宅など私有財産については本格的な支援がしにくいというような論議が重ねて来られていたと思うんです。これだけ頻繁に災害が起こる。しかも被害等が状況がということになれば、本格的な見舞いという形でなく損害に応じた対応、補償、そういうことも考えなければならぬところまで来ていないかというふうに思います。その辺り、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは日名議員のご質問にお答えをいたします。

被害の状況でございますが、4月16日に降ったひょうによりまして、今のところ約40件の報告が入っております。地域にいたしましては、高富の柿山辺りから福沢、溝部辺りまでの広範囲に渡っております。被害の内容といたしましては、屋根の瓦ですとか、それから窓ガラス、それからスレートでありますとか、そういった外装に主に被害を受けているようでございます。住宅の被害については以上でございます。

（1 番「件数…再質問。」の声）

○議長（難波武志君）

1 番、日名義人君。

○1 番（日名義人君）

総数でだいたい40件って言われましたが、瓦それからその他3つに分けて説明がありましたが、それぞれどれくらいの件数になりますか。40の中の。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それぞれの件数まではまだ集計ができておりませんので、ご了承ください。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

再々になりましたが、その被害の規模ですね。どの範囲で被害の規模、どういったらいんか、だいたい修理したらこのくらいってというようなこのあたりの状況っていうのは掴まれてますでしょうか。だいたいこんな被害が起こったんだなというのがイメージできる程度に。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

金額まではちょっとなかなか算出が難しいところがございます。瓦ですと例えば数枚程度であるとか、屋根のといに数箇所穴が開いたとか、それから軒をスレートとかで出している箇所につきましても、それに数箇所穴が開いたとかそういったところがございます。私も写真で確認した程度ですので全てではないですけども、そういったところを確認しております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

（11番「議長、11番。」の声）

（1番「はい。あの、答弁漏れ。」の声）

（11番「答弁漏れって、もう終わっとるがな。もう答弁したが。」の声）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今回のひょうの被害ですが、私も写真等を見させていただいて、まずは人的被害がなか

ったことが本当に救いだっただなという思いでございます。大きなひょうで数センチあるうかというようなひょうが降っていました。そして先ほど被害の状況につきましては総務課長が言ったとおりで、住居に関係するところについては見舞金を出させていただこうと思います。ただそれ以外にカーポート等々については、大変穴だらけになったような状況のところも見させていただきました。それから今後このような災害が多発するんじゃないだろうかというご心配がございますが、それにつきましてはできることとできない範囲がございます。やはりしっかりとこのような、これから何が起こるか分からないような状況でございますので、できれば保険にしっかりと入っていただくということも大事だろうかと思います。しかしながら、町としてはどこまでできるかいうのをこれから検討しますが、今のところは見舞いという格好にさせていただこうと思います。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

11番、西山です。今、答弁漏れという形で町長のほうが答弁したんで、その関連なんですけど。

保険対応が効くもの効かないものって、今回の場合は突発的に災害っていえば災害なんですけど、あったことなんで。予想ができなかったところはありますが、総務課長が説明した地域性的なものではなく全域としてください。特定の地域だけでなかったと思うんです。まだ報告とか申請、そういうような状況を報告されてない地域っていうのは多々あると思うんです。これ大体、地域的には全体的にあったと思うんで、それもよく把握していただき、そして今回状況の報告ができていないところも多々あると思います。その辺も探し出すということなしに、全域の町全体のことをよく図りながら、もし調査するのであればしてください。

それで、先ほどあったカーポートもそうなんですけど、車の被害もあります。当然、ボンネットや屋根等の損害もあったと思う。これはまあ、個別取得の物であるんで保険対応しれないと思いますけれど、一応こういう被害があったことに対しての調査、記録的なもの、これは役所としても把握しておくべきではなかろうかと、そのように思いますので、提案をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

ありがとうございます。これも今報告があったところが先ほど申し上げた地域となります。報告がないところについて受付をしないということではありませんので、報告なりそれからこちらからの確認にも力を入れてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

先ほど2人の同僚議員の質問と少し重なるところもあるんですが、改めて明瞭にさせていただきたいことがあります。

というのは、先ほどの答弁で今回この消防費の区分の住居に対する見舞金のことで、見舞金なのでその対象がどこまでになるかということなんですけども。対象というのは、これは小さな被害も大きな被害があっても、多分小さな被害の場合、見舞金はどの程度の被害で出るのか。大きな被害も多分1万円だと思うので、今のご答弁では。その中で線引き、被害の大小による線引きをどうするのかというのが一つと。それから先ほどちょっとカーポートのことも出ましたが、私もひょうが降ってる動画も見させていただきましたが、もう住居に対するものだけで、先ほど言いました車とかカーポートは出ない。出さないというか、そこは対象じゃないというふうに理解していいのか、ちょっとその辺りの。それから空き家の場合はどうなるのか。空き家でも住民票をそこに置いている場合はどうなるのかということの線引き、対象の線引き、被害の大きさの線引きと対象の線引き。それから町長、ちょっと町長が答弁した中で、これは2018年の例の真備の被害のとき、ここの町内にも大きな土砂崩れがありました。町内もちょうど家の裏山が崩れて、私も現場で目撃したんですが、もうお年寄りが一輪車で必死でかき出していましたけども、そのときにも先ほど同僚議員にもありました見舞金ではなくて、被害の補償のような制度を条例化する必要があるんじゃないか。ちなみに高梁はそういうのがありまして、高梁の例を出しました。今のご答弁よりもう少し踏み込んで今のような見舞金という、ちょっと見舞金を悪く言うんじゃないですよ、出していただければそれこそ住民に寄り添うということですが、この辺りの恒久的なそういう制度についてはどう考えて、検討するように考えて

いるのかどうかということをお尋ねしたいのと。最後にもう一点、先ほどそういう恒久的制度がないということもあって見舞金が出るか出ないかということが、被害があっても分からない方も結構いらっしゃるんだと思うんです。今40数件という報告が出ましたが、これが周知されて見舞金が出ますといったときに、さらに被害が増えたときの予算が足りなかった場合、今回の補正。その場合の対応はどのようにお考えなのか。ちょっと数点にわたりますけど、お答えをいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

山崎議員の質問にお答えをいたします。

まず被害の大小についてですが、見舞金ですので被害の大小を問うものではございません。金額的に云々というふうなこともありませんので、ひょうによる被害があったということが確認できれば、見舞金を支給する予定でございます。

それから住居のみか、カーポートであるとか倉庫であるとかそういったものに対してでございますけれども。これは災害見舞金の支給要綱を運用しているという関係上、住家ということになります。自己の居住の用に供している建物ということになりますので、カーポートでありますとか倉庫は対象としておりません。

それから空き家等、住んでないところについてというふうなことでございますが、これも現に自己の居住の用に供しているということが原則でございますので、空き家については対象にはならないというふうに認識しております。

それから金額が足りない場合というふうなことのご質問でございます。これも一応今のところ40数件の報告を受けておりますが、一応予算的には60件を見込んでおります。これだけではございません。通常の例えば風水害でありますとか、そういった見舞金も予算は当初予算で計上しておりますので、どうしてもというときにはそちらのほうからも運用していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今後を見据えて、例えば見舞金ではなくもう少し踏み込んだ補償的なものというよう

なご質問でございますが、今回はある一定程度、広範囲に被害を受けられたということから見舞金を出ささせていただこうと思います。平成の30年の豪雨、大変な状況でございました。そのときも多くの方が大変というようなことで、見舞金というようなこともさせていただきました。今後どのような災害が起こるか、なかなかみんな分かるものではございません。ただ、頻繁にこのような突発的なことは、高確率で起こっていくんだろうと私は想像します。そうした中で、やはり補償という観点からいけば、やはり行政が確固たる補償制度を持って何かをしてあげるといのはなかなか難しいと思います、基本的には。大きな災害等が出れば多分、国等の補償の中で町が自ずとやっていくということだろうと思います。

これ研究はしないといけないと思います、他市町の。やっていきます。ただ、今すぐその災害に対して、吉備中央町が独自の補償制度というのは、まだ具体的には検討する準備ができておりません。ただ研究はしていこうと思います。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今回のひょうについてはですね、実は私も被害に遭ったところであります。どうも昨年から水の件について、そして今回のひょうについて、当たりがいいのかどうか分かりませんが、実際に我が家のベランダの屋根も今星空状態になってますんで。ただ私の方はまだ報告してませんので、今の40件にプラスアルファになっていくと思います。それはそれとしてですね、例えば農業施設の見舞金については、これはハウスなんかが対象になるかと思えます。これは確かに苦しんでいる皆さん方がいらっしゃるんで、その辺り、よろしくお願ひしたいと思えます。

それに置き換えて、今回は畜産の関係で酪農家の皆さん方のところが。実は私の知り合ひのところの酪農家の牛舎、これの屋根が我が家と一緒に星空状態になっております。ただこれはちょっと説明によれば、先ほどの対象外ではないかというふうにお聞きしております。ですからこの辺りの色分けですね。ハウスは農業施設として業を成しているものでありますから対象になりますと。じゃあ酪農家の方のそういった畜産施設、これは対象にならないのかっていうのがちょっと私の中で理解が苦しいところなので、その辺りの説明をお願ひしたいところでもあります。併せましてもう一件。今回のこの御見舞金というの

は、私は本当にありがたいなと思っています。私自身も何遍も言いますが対象なので、それだけ町が、町長言われる寄り添ってくださっているんだなという部分では本当にありがたいなと思っています。もし寄り添っていただけるのであれば、これを素早い状態で皆さん方に見舞金を支払うというところを表示していただきたい。っていうのが今回のひょうの中でも、私の近所でも例えばといが壊れて、もう自力復旧を早くしなければいけないということで、もう既に資材を購入して自分で復旧されたところもあります。そういったところはこういう御見舞金という制度をまだまだ知りませんから、多分レシートなんかも無くなっていくわけですね。じゃあ、何を現物を見るかっていうと、最終的に直したところを現認するしかないと思うんですけど。でもそうじゃなくって早い時期に御見舞金っていう制度も今、予算考えていますよっていう広報をまずしていただく。それによって資材のレシートとか、証拠写真であるとか、それをちょっと取っておいてくださいっていうふうな話を持っていただければ、皆様方も安心するんじゃないかと思いますので。以上2点、酪農家さんのほうの対応と、それから早い時点でのお知らせ。この辺りのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

それでは黒田議員のご質問にお答えいたします。酪農家の畜舎の屋根についても、一応農業用施設ということで対象にはさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（難波武志君）

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

黒田議員のこういう見舞金の制度云々というふうなお話でございますが。制度があるということ自体を機会があればお示しをしていかないといけないのかなというふうに思っております。ただ今回のようにひょうの被害もあればいろんな被害がありますので、その都度協議をして対象となるかどうかというふうなことも、災害に応じて決めてまいりますので、必ずしも対象になるというふうなことは明言できませんが、例えば自治会の代表者会議でありますとか、そういう機会を設けて見舞金があるということはお知らせをしていかなければいけないのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

酪農家のほう、対象となるということでありがとうございます。それからお知らせのほうも検討ということで。

私は今回もこの臨時会の冒頭のほうで専決処分というものが各種あったわけなんですけれども、今回のような災害で緊急を要するものでめちゃくちゃな予算を投じない、今の御見舞金、あくまでも見舞金。このあたりはある種、専決でもやっていただければ、本当に現場で困っている人っていうのは早い動きを期待しているわけなんです。これがものすごい計画性を持って、例えば設計書を作ってやっていかなきゃいけない、それはまた別の話です。けれどもあくまで今回ののは見舞金ですので、専決処分ということも今後検討の中に入れていただきながら、速やかに困られている皆さん方の元に届くような方法をぜひ検討していただきたいと思いますので、その辺りのお考えを最後にお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

ありがとうございます。緊急を要する案件につきましては、今後は皆様方のご理解をいただいて専決等々もさせていただこうと思います。ただできる限り、やはり委員会等々で練って、調べていただいて、それから予算を可決というのが筋だろうと思いますので、その筋は守りつつ、急ぐものは専決とさせていただこうと思います。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

同僚議員からいろんな意見も出ましたが、私の家も確かに被害を受けました。夕方のことでしたので、事態が把握できるのには朝になってからのことでしたので、朝になって大きな被害になっているということに気づきました。

次の日の朝、地域を見て回りました。本当に新山地区に関しましては、全域と言っても過言ではないと思います。長田地区も一部、豊岡地区また小森にかけて、本当に一線を引くように圏北が被害に遭っております。その中で朝一番に窓口のほうに電話で確認をしたんですけれども、やはり一部ということがありまして、町のほうの把握も遅かったのではないかと思います。その次の日の午後から窓口、総務課、農林課、また町長のほうにもお話に行かせていただきまして、なかなかすぐということにはならず、御見舞金が出るのも2週間ぐらいかかって、内々ですが出るかもしれませんということは、地域のほうに報告もさせていただきました。そこで報告をして、微々たるものでもありがたいという声もいただいたんですが、まず農林課関係に関しましては、ビニールハウス等々のことはありますが、出荷前の野菜も被害を受けたという報告も聞いております。これに関してもまたちょっと調査をしていただいて、どこまでできるのかということもありますし、被害状況が40数件ということも、先ほど黒田議員も言われましたが私のほうも町のほうに改めてその申請申告はしておりません。そういう方がたくさんおられます。

微々たるもの、ちょっとのことであったら自力で直されたり、雨が予想されるので急がないといけないという方もおられました。その中で、とりあえずもし直す場合には写真でも撮っておいてくださいと言える方にはお伝えしておりますので、ここで先ほど総務課長が大小を問うものではないと言われましたが、本当に大小様々であります。この辺の御見舞金をいただくための申請方法、取りまとめ方、その辺を具体的にちょっと教えていただけたらと思います。

また、個人で直された方、本当に波板が激しく穴が開いていて急いで直された方が、被害に遭った波板を取り外して、それもかなりの数になります。一軒においても何枚も出ます。これが地域においてはとてもたくさんの産廃といいますか、廃棄物になります。これのゴミの出し方なんですけど、地域の方が窓口で相談すると、町ではできないとある業者を紹介されたという話もあります。これがたくさん地域においては山のように出るのではないかと。業者に頼まれた方が、業者が持って帰ってくればよろしいけれど、この波板、スレート関係がたくさん出た場合、なかなか個人でゴミを出すのも大変かと思えます。この処分の仕方。もし町で、例えば1ヶ所に集めたら町が回収に来てくれるとか、そういう災害にあたってのところまでしていただけるとありがたいんですが、それができないにしても、とい、波板、いろいろな瓦そういうものが出たときのこの処分の仕方、これに関しても分かれば教えていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

ただいまの質問の取りまとめ方、それから申請方法につきましてです。取りまとめにつきましては、今の住宅でございますと総務課のほうへ連絡をしていただき、現地を確認しに職員がお伺いをさせていただきます。特に申請というふうな手続きはございません。後ほど見舞金を持参させていただくように考えております。以上です。

○議長（難波武志君）

宮田住民課長。

○住民課課長（宮田慎治君）

渡邊議員さんのご質問にお答えします。

波板の関係でビニール製、それから金属製があるんですけども。金属製については、不燃の粗大ごみで出していただけます。ビニール製の分につきましては、バラバラにして出せるのなら可燃ごみ袋に入れていただき、可燃ごみとして取り扱います。ごみ袋に入れない場合は可燃粗大ごみとなります。期日は指定されますが、それで出していただきたいと思います。それ以外の物につきましては建築廃材となりまして、産業廃棄物になりますので、業者のほうに引き取りをご本人からお願いしていただくようになります。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（難波武志君）

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

渡邊議員の質問にお答えさせていただきます。

農業施設に関しても、本日午後から総務課、住民課連名で見舞金についての通知をさせていただきます。取りまとめのほうは農業施設については、農林課のほうで取りまとめを行いたいと思います。ごみの処分についてもその通知の中へ一文入れさせていただいております。その処分の方法とかいうのは、細かいところはまた協議して決めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

再度確認ですが、被害は大小に関わらずまず総務課、農林課の窓口のほうに連絡をしないといけないというところでしょうか。そうすると見に来ていただける。現地確認をしないと見舞金が出ない。またもう修理している場合は、何もなければその辺をどのように把握されるか。とりあえず住民の方に、窓口のほうに大小関わらず連絡を入れてくださいということが、御見舞金の対象になるということでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

ただいまの質問ですけども、まずは連絡をいただきたいと思います。連絡をいただいた時点で職員が確認に参ります。修理をしている場合もあると思います。基本的には例えば写真でありますとか、それから修理をしたときの領収書でありますとかそういったものが確認できればと思っております。何も確認ができないというふうなこともあるかもしれませんが。基本的にはそういった方はいらっしゃらないと思うんですけども、この際だからちょっとだいぶ前に修理したやつだけと言ってみようかというふうなこともあるかもしれませんが、一応ひょうの被害ということが確認できるということが基本的には原則でございますので、まずは連絡をいただいてご相談をいただきたいと思います。以上です。

○議長（難波武志君）

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

農業用施設に関しても、総務課と同様な対応をしていきたいと思います。以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

ちょっと長くなって申し分けありません。今まで聞いて大変な被害、それから急に起こったことで右往左往した様子が頭に浮かびます。こういう時こそ、今やってるデジ田事業。そういった切り口で考えたときに、きびアプリコンシェルジュ、それから何でもし隊

等々、そちらへの要請とかがってというのは来てたでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは加藤議員の質問にお答えします。現在きびアプリ、きびコンシェルジュのほうには、そのような形の問い合わせは入っていないということでお聞きはしております。以上です。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

今のキャパの問題もありますし、それからできるできないということもあろうかと思えますけど。せっかく取り組んでるコンシェルジュ、それから何でもし隊等。これを活用範囲に可能な範囲で、こういうことでも依頼があれば動けるんだと、ご高齢の方で屋根に穴が開いた、あるいはといが被害に遭った、自分じゃどうしようもないわといったときの一報、助け舟、これの選択肢の一つとして住民の方々に浸透できるように移行していただければなどこのように考えます。以上です。

○議長（難波武志君）

答弁はいりますか。

（2番「いいです。」の声）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第33号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第33号、令和6年度吉備中央町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全て終了しました。

この際、町長の御挨拶があります。

○町長（山本雅則君）

臨時会の閉会にあたりまして、一言、御礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

多くの専決処分、承認をいただきましてありがとうございます。また3つの議案、どれも重要なものでございます。特に今議論をしていただきました、ひょうの被害、また大変今困られている飼料等の高騰、これの予算を組まさせていただきました。何が大事かといえますと、予算を組まさせていただきましたらこれを速やかに執行することが大事だろうと思います。すぐさま執行に向けて手続きをしたいと思っております。

昨日まではゴールデンウィークでございました。ちまたでは大変行楽地が賑わい、またスポーツ関係は大谷選手が大変明るい話題も振りまいていただいております。

しかし、吉備中央町は今がとても忙しい時期でございます。農家の方は今、田植えの真っ最中でございます。一時期なかなか不順な天候で、どうかなと心配をしておりましたが、ここにきてやっと落ち着いて田植えができるかなとほっとしております。

吉備中央町はまぎれもなく農業立町でございます。また秋には美味しいお米が穫れることを願っております。

皆様方には、本議会で全て承認、議決をいただきました。執行部一丸となってこの執行に努めていきたいと思っております。

大変ありがとうございました。

○議長（難波武志君）

これで、令和6年第2回吉備中央町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前10時57分 閉会